

事務連絡
令和2年12月4日

Go To Eat キャンペーン事業における
食事券発行事業者 殿
オンライン飲食予約事業者 殿

農林水産省食料産業局 Go To Eat 準備室

**Go To Eat キャンペーン参加飲食店における「外食業の事業継続のための
ガイドラインの周知・遵守徹底について**

日頃から Go To Eat キャンペーンの円滑な執行に御協力いただきましてありがとうございます。
ございます。

さて、11月30日に一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が「外食業の事業継続のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を改訂したことは、既に御連絡し、参加飲食店への周知をお願いしたところではあります。

重ねて、ガイドラインの周知・遵守徹底をお願いさせていただきます。

なお、Go To Eat キャンペーン事業では、ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことが参加条件であり、仮に、ガイドラインを遵守していない等の場合には、キャンペーンの参加登録が取り消されることとなります。この旨も御認識の上、周知・徹底をお願いいたします。